

空き家情報バンク制度を利用して 空き家を活用しませんか？



〳〳空き家バンク登録物件を対象とした補助制度があります〳〳

事業区分	購入	家財整理		改修
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の主たる利用目的が店舗利用その他居住の用途としない場合は対象外 ・5年間、空き家を所有し、用途を変更しないこと、または取り壊さないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内業者に依頼すること ・金額が10万円以上であること 		<ul style="list-style-type: none"> ・市内業者に依頼すること ・金額が30万円以上であること ・空き家の主たる利用目的が店舗利用その他居住の用途としない場合は対象外 ・5年間、用途を変更しないこと、または取り壊さないこと
対象者	利用者	利用者 (賃貸・売買)	所有者	利用者 (賃貸・売買) 所有者
申請時期	<ul style="list-style-type: none"> ・売買契約成立後、1年以内 ・売買代金の完納前または登記前 	売買または賃貸借契約成立後、 1年以内 家財整理に 着手する前	—	<ul style="list-style-type: none"> ・売買または賃貸借契約成立後、1年以内 ・工事に着手する前
対象経費	空き家の売買金額 (登記費用、税金その他付随する経費を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・家財道具等の搬出または処分費 ・空き家の清掃費 		空き家の修繕費または改修費
補助率	10分の1	3分の2		3分の1
補助上限額	50万円	30万円		70万円
子ども加算	利用者のみ対象 子ども1人につき 10万円加算 (上限 30万円)			利用者のみ対象 子ども1人につき 10万円加算 (上限 30万円)
実績報告	売買代金の完納及び登記完了後	実施及び支払完了後		実施及び支払完了後
令和9年3月31日までに				

※子ども加算の条件

実績報告日において、高梁市に住民登録があり、18歳以下の者が同一世帯にいること

(備考)

- 同一の空き家でも、**事業区分ごとに申請が必要**です。
- 補助金は原則 **事業区分ごとに、同一の空き家に対して1回を限度**とします。
- 補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。
- 次のいずれかに該当する場合は**対象外**となります。
 - 売買契約または賃貸借契約を行う者が3親等以内の親族間である場合
 - 申請者に税金の滞納がある場合
 - 国、県または本市の他の制度による補助金等を受けている場合

空き家情報バンク制度を利用して 空き家を活用しませんか？



＼＼空き家バンク登録物件を対象とした補助制度があります／／

申請の手続き

事業着手前に、次の書類を揃えて申請してください

必要書類：【共通】

- 交付申請書（様式第1号）
- 実施計画書（別紙様式1）
- 住民票謄本
- 居住地の市税等の滞納が無いことを証明する書類

【購入】

- 売買契約書の写し

【家財整理】

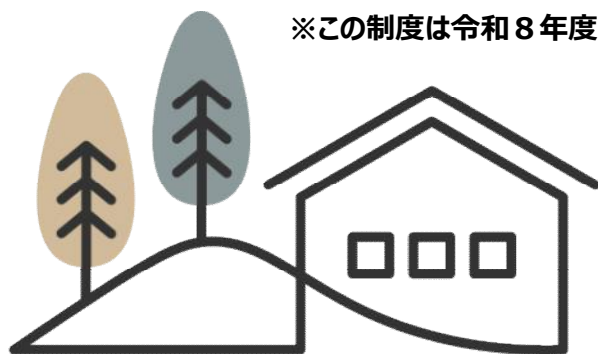
- 見積書
- 着手前の写真
- 売買契約書または賃貸借契約書の写し ※未契約の場合は不要

【改修】

- 見積書・設計図等
- 着手前の写真
- 売買契約書または賃貸借契約書の写し
- 契約書兼同意書（別紙様式2） ※売買契約による利用者の申請の場合は不要

※予算がなくなり次第、申請受付を終了します

※この制度は令和8年度のものであり、次年度以降、内容の見直しを行う場合があります。



【お問合せ先】 高梁市協働定住課 0866-21-0282